東京大学病院規則

平成１６年４月１日
役員会議決
東大規則第１３４号
（全改）
沿革

（趣旨）

第１条　この規則は、東京大学基本組織規則に定めのあるもののほか、東京大学病院（以下「本院」という。）の組織に関し必要な事項について定める。

（目的）

第２条　本院は、臨床医学の発展と医療人の育成のための教育と研究を行い、個々の患者に最適な医療を提供することを目的とする。

（病院長）

第３条　本院に、病院長を置く。

２　病院長は、医療法第１０条及び第１０条の２の規定に則った者とする。

３　病院長は、院務を掌理し、本院の管理及び運営に必要な人事及び予算執行を行う。

４　病院長の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、病院長が任期の途中で欠員となったときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

５　病院長の選考その他必要な事項については、別に定める。

（副院長）

第４条　本院に、副院長を複数名置く。

２　副院長は、病院長の命を受け、病院長の職務を円滑に遂行させるため、病院の管理運営等に関する担当事項の企画及び立案を行う。

３　副院長の任期は就任した日の属する年度の末日までとし、病院長の任期終了日を越えないものとする。ただし、再任を妨げない。

４　病院長は、副院長の中から、病院長が海外渡航・病気療養等で不在になるときに病院長を代理する病院長代理を指名することができる。

（病院長補佐）

第５条　本院に、病院長補佐を複数名置くことができる。

２　病院長補佐は、病院長の命を受け、病院長の職務遂行を助ける。

３　病院長補佐の任期は就任した日の属する年度の末日までとし、病院長の任期終了日を越えないものとする。ただし、再任を妨げない。

（病院執行部）

第６条　本院に、病院執行部を置き、病院長はその議に基づいて業務を執行する。

２　病院執行部は、病院長、副院長、病院長補佐、事務部長及び看護部長のほか、病院長が必要と認める者であって、次条の病院運営審議会で承認された者によって構成され

る。
3　病院執行部に関し必要な事項は、別に定める。
（病院運営審議会）
第７条　本院に、病院長の諮問機関として、病院運営審議会を置く。
2　前項の規定にかかわらず、病院運営審議会は本院に対し、本院の運営に関する意見具申を行うことができる。
3　病院運営審議会に関し必要な事項は、別に定める。
（執行諮問会議及び委員会）
第８条　本院に、病院長の院内諮問機関として、執行諮問会議及び委員会を置く。
2　執行諮問会議及び委員会に関し必要な事項は、別に定める。
（運営支援組織）
第９条　本院に、運営支援組織として、人事部、医療評価・安全部、教育・研修部、企画経営部、研究支援部及びコンプライアンス推進部を置く。
（診療運営組織）
第１０条　本院に、診療運営組織として、入院診療運営部、外来診療運営部、中央診療運営部及び総合患者サービス部を置く。
（診療部門）
第１１条　本院に、次に掲げる部門を置く。
(1)　診療部門
(2)　中央診療部門
(3)　臨床研究部門
(4)　管理運営部門
2　部門の組織及び運営については、別に定める。
（部長及び副部長）
第１２条　第９条及び第１０条に掲げる組織に、部長を置く。特に必要があると認める場合には、１名又は複数名の副部長を置くことができる。
2　部長及び副部長は、本院の常勤の教職員をもって充てる。
3　部長は、病院長の命を受け、当該組織の管理運営に関する業務を掌理する。
4　副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときにはその職務を負う。
5　部長及び副部長の任期は就任した日の属する年度の末日までとするが、病院長の任期終了日を超えないものとする。ただし、再任を妨げない。
6　前項の任期は、教員であって部長及び副部長である者に適用する。
（委任）
第１３条　この規則に定めるもののほか、この規則を実施するために必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１７年１２月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１８年１月３０日から施行する。

附　則

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１９年１月３０日から施行し、改正後の東京大学医学部附属病院規則の規定は、平成１９年１月１日から適用する。

附　則

この規則は、平成２０年１月２１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２０年６月１９日から施行し、改正後の東京大学医学部附属病院規則の規定は、平成２０年４月１日から適用する。

附　則

この規則は、平成２０年９月２６日から施行し、改正後の東京大学医学部附属病院規則の規定は、平成２０年７月１日から適用する。

附　則

この規則は、平成２１年１１月２５日から施行する。ただし、この規則による改正後の東京大学医学部附属病院規則第１５条中第２項第３５号を除く部分については、平成２１年１０月１日から適用する。

附　則

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２２年８月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２３年４月２８日から施行する。ただし、この規則による改正後の東京大学医学部附属病院規則第５条の規定は、平成２３年４月１日から適用する。

附　則

この規則は、平成２３年１１月２９日から施行する。ただし、この規則による改正後の東京大学医学部附属病院規則第１２条第３項第７号の規定は、平成２３年８月２２日から適用する。

附　則

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２４年１１月２９日から施行する。

附　則

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２５年７月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２９年７月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成３０年１０月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和元年１２月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年６月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

沿革

東京大学医学部附属病院規則

体系情報
□第１編　組織及び運営
　▽第７章　附属病院

沿革情報

◆平成１６年０４月０１日　役員会議決
◇平成１７年０３月１７日
◇平成１７年１１月２５日
◇平成１８年０１月３０日
◇平成１８年０３月１７日
◇平成１９年０１月３０日
◇平成２０年０１月２１日
◇平成２０年０３月２５日
◇平成２０年０６月１９日
◇平成２０年０９月２６日
◇平成２１年１１月２５日
◇平成２２年０３月２５日
◇平成２２年０６月２４日
◇平成２３年０３月２８日
◇平成２３年０４月２８日
◇平成２３年１１月２９日
◇平成２４年０３月２９日
◇平成２４年１１月２９日
◇平成２５年０３月２８日
◇平成２５年０６月２７日
◇平成２９年０６月２９日
◇平成３０年０３月２０日
◇平成３０年０９月２７日
◇平成３１年０３月２２日
◇令和　元年１１月２８日
◇令和０２年０３月２６日

◇令和０３年０３月１８日
◇令和０４年０３月２４日
◇令和０８年０５月２８日
◇令和０８年０６月２５日